

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年7月24日

支出負担行為担当官
福岡管区気象台長 中辻 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、火山遠望観測装置、火口カメラ観測装置の点検調整をするものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 火山遠望観測装置及び火口カメラ観測装置の点検調整
- (2) 業務内容 火山遠望観測装置及び火口カメラ観測装置の点検調整を行う
- (3) 履行期限 令和9年3月31日（水）

3 業務目的

火山遠望観測装置及び火口カメラ観測装置の安定した機能・性能を維持することを目的として定期的な保守点検を実施する。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 福岡管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- ⑤ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑥ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

(2) 技術力に関する要件

火山遠望観測装置及び火口カメラ観測装置が火山のリアルタイム監視を行っている機器であるとともに、観測成果の共有を行っている機器であることを理解し、火山監視、観測業務等に支障を与えない技術を有し、同種の業務において十分な実績を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

火山遠望観測装置及び火口カメラ観測装置の性能・機能仕様を十分に理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに保守点検を完了する体制を有すると共に、点検後に発生した不具合などについて対応できる保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

火山遠望観測装置及び火口カメラ観測装置の点検調整実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36 福岡管区気象台
総務部会計課第二契約係 電話 092-725-3602

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和 8 年 7 月 24 日（金）から 令和 8 年 8 月 13 日（木）17:00 まで、（1）に同じ（土・日・祝日を除く。）。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和 8 年 8 月 14 日（金）17:00 まで、（1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。（Email:fukuoka_kaikei@met.kishou.go.jp 宛に送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も 5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。